

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和8年6月22日（月） 開会 午前10時00分

閉会 午前11時54分

出席者	委 員	委員長	内 海 まさかず
		深 野 武 造	石 川 悦 史 小 平 啓 佑
		青 木 一 男	白 石 幹 男 針 谷 正 夫
	議 長	氏 家 晃	
	傍 聴 者	岩 崎 洋 則	船 田 美 香 傳法谷 三保子
		野 尻 正 彦	永 島 勝 宮 本 陽 介
		市 村 隆	小太刀 孝 之 雨 宮 茂 樹
		浅 野 貴 之	大 浦 兼 政 大 谷 好 一
		大阿久 岩 人	小 堀 良 江 福 富 善 明
		中 島 克 訓	

事務局職員	事 務 局 長 森 下 義 浩	議 事 課 長 早乙女 忠 芳
	主 査 安 藤 雅 人	主 任 斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生 活 環 境 部 長	茅 原 節 子
保 健 福 祉 部 長	寺 内 均
こ ど も 未 来 部 長	毛 塚 裕 子
保 険 年 金 課 長	木 嶋 文 子
環 境 課 長	栃 木 幸 夫
ク リ ー ン 推 進 課 長	成 瀬 友 久
高 齢 介 護 課 長	中 島 佐 代 子
保 育 課 長	小 島 清

令和８年第４回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和８年６月２２日 午前１０時開議 全員協議会室

- 日程第１ 議案第６５号 栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例の制定について
- 日程第２ 議案第６２号 令和８年度栃木市一般会計補正予算（第１号）（所管関係部分）
- 日程第３ 議案第６３号 令和８年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
- 日程第４ 議案第６４号 令和８年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第１号）
- 日程第５ 陳情第１号 医療・介護提供体制の維持に向けた意見書提出を求める陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（内海まさかず君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第65号 栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） クリーン推進課の成瀬です。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第65号 栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は21ページから24ページ、議案説明書は3ページでございます。

初めに、議案説明書の3ページを御覧ください。提案理由につきましては、栃木市汚泥再生処理センターの設置及び運営を行う事業者の選定に係る審査等を行う附属機関といたしまして、栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会を設置するため、栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例を制定することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、次に議案書の21ページを御覧ください。議案第65号 栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例を次のように制定したいというものでございます。制定する条例の内容につきましては、次の22ページからを御覧ください。

初めの第1条は、栃木市汚泥再生処理センターの設置及び運営を行う事業者を総合評価落札方式

により選定するに当たりまして、その選定に係る審査等を行うため、委員会を設置するものとしております。

第2条については、委員会の所掌事務は、市長の諮問に応じて審議、答申するものとし、審議事項は、事業者の審査及び選定に係る事項、前号に掲げるもののほか、栃木市汚泥再生処理センターの設置及び運営に関し市長が必要と認める事項としております。

次に、第3条についてですが、委員会は、委員5人以内をもって組織するものとします。委員は、学識経験を有する者、関係機関または関係団体から選出された者、その他市長が必要と認める者とし、市長が委嘱いたします。

第4条、委員の任期については、委嘱の日から事業者との業務委託契約を締結する日までといたします。

第5条について、委員会には委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定めるものといたします。

次に、第6条、会議は委員長が招集し、その議長となり、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこと。委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するものといたします。また、会議は非公開とし、委員会が必要と認めた場合、公開できるというものといたします。

第7条で、委員の責務として、公平かつ公正な審査、秘密保持などを記しております。

次に、第8条、委員会が必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、または必要な書類を提出及び説明を求めることができるものとしております。

続いて、第9条、委員会の庶務は、生活環境部クリーン推進課において処理する。

次に、第10条として、この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとしております。

附則において、施行期日を公布の日から施行するとしております。

以上で議案第65号 栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑はございますでしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） ご説明ありがとうございます。議案書22ページ、組織のところなのですが、学識経験を有する者、これはどのようなことを想定されていますでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） それぞれ専門分野にたけた実績のある方ということで、例えば廃棄物処理全般に関することあるいは建物を建てる時の土木関係、あるいは今後ＤＢＯ方式でやるので、経営関係の先生方、そういった方を想定しております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） その下の関係機関または関係団体から選出された者、これはどういうことを想定していますでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） こちらについては、今申し上げられないのですが、そういった廃棄物処理の団体とか、国の関係機関とか、そういった方がいらっしゃいますので、そういったことを想定しております。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 関連です。今、学識経験者、関係団体という質問がありましたが、まず人数が５名ということになっております。議員研究会での説明では、総事業費が８７億１，７００万円ですか、この建設事業費と運営事務事業費を含めると。そういった大きな金額の中で、５人というのは適正なのかどうかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（内海まさかず君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 人数につきましては、奇数ということでさせていただいているのですが、人数については、これまでの例えばクリーンプラザの基幹改良工事とか、あるいはほかの自治体の事例とか含めると、やはり数名というのが実績が多いということで、それぞれの委員さんについては、それぞれの経験があるわけです。ほかの自治体でも。そういったこともありますので、十分かというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 私はちょっとこの金額での５人というのはどうなのかなという部分があるのですけれども、しっかりとその辺は心配要らない部分だということで理解できました。

それともう一点です。議員研究会の説明で、３者が参入の意思があるという説明があったかと思えます。もしその３者というのは、説明できる範囲で結構なのですが、説明していただければと思います。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員、この条例に関しての質疑をお願いできればと思います。

答えられるようだったら答えていただければと思いますが。

成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 想定するのが３者もしくは４者というふうにお答えしたと思うのですけれども、これは計画をつくる際に、し尿処理施設の受注実績のある会社が今現在その会社だったものですから、そちらに依頼したところでございますので、実際入札公告時で手を挙げるか

どうかというのは、これは企業判断によるところかと思いますが、今のところその数字は参加されるというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、委員の人数5人以内ということで今なっていますけれども、先ほど学識経験を有する者、専門分野で廃棄物処理にたけているというか、見識がある人、土木関係、あと経営関係というような答弁がありましたけれども、それだけでも3人は必要となってきますよね。各専門分野で必要としているということだと、5人以内というのは非常に少ない感じがしますが、いかがでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 人数につきましては、先ほど申し上げたとおりになってしまうのですが、それぞれ建築、土木、機械も含めて、こういった特殊施設になりますので、そういった経験のある方ですので、5名で大丈夫だというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの答弁ですと、廃棄物関係に詳しい人、あと土木・建設、そういった人、あと経営に詳しい人というのだと、やっぱりそれぞれ専門分野だと思うのです。1人で2つを任せるといったことはないと思うのです。そうすると最低3人はそういう学識経験を有する者という中に含まれてしまうと。そのほか関係機関・団体から選ぶとなると、5人以内というのはどうなのかなと思いますけれども。

○委員長（内海まさかず君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 委員は、今のところまだ申し上げられないのですが、5名内諾をいただいているところです。それで経営に関する先生とか、あとは専門分野と言いましたけれども、先ほど申し上げた全国規模の廃棄物処理の協議会があるのですが、そういったところの先生、そういったところも全国の自治体でこういった諮問機関とかの経験されている方、あとは建築・土木、経営関係、そういった方で5名ということで、そのうち2名はクリーンプラザの基幹改良工事における、やっぱり審査委員会を設置しているのですが、そういった経験がありますので、栃木市の状況というの、財政も含めてそういったところを理解されているというふうに認識しておりますので、大丈夫かと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。やはり意見が組織のところに集中しているというか、私もそうなのですが、この5名というのは、何が5名というふうにはうたってはいいし、発表することもできないという考え方なのかなというふうには理解をしたのですが、そうしますと関係機関・関係団体にいる方で、専門家というのは当然いるわけで、だからさっきの分野で学識経験を有する者のほうで、そういった者がいるとそれだけになってしまうといえますけれども、そうはい

ものの、関係機関あるいは関係団体にもそういう方が含まれているという考え方でいくのかなというふうにも思うのですけれども、何が何人というのはないですね。全部で5人という言い方でしようか、内容についてまず伺います。

○委員長（内海まさかず君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） ちょっと内訳、内訳というのは失礼ですけれども、環境循環型社会、そういった専門の方が1名、経営・会計に関する方が1名、建築・土木に関する方が1名、先ほど申し上げた関係機関・関係団体から選出された者として、これが全国規模の廃棄物処理施設の協議会があるのですが、そういった方をお願いしようというふうに考えておりまして、そのほかやっぱり国の廃棄物処理の専門なのですが、国の機関でセンターフェローですか、そういったやられた方を予定しております。

○委員長（内海まさかず君） 国の機関というものは何なのでしょうか。

成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） ちょっとまだ公表していないのですけれども、環境関係の部署があるのですが、そこで研究員をされた方でございます。

○委員長（内海まさかず君） それは国にあるのですか。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） そうですね。国立何とか研究会のものですから。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 5人以内ということで5人と。これは氏名の公表とか、そういうのはどういうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） やっぱり審査の過程、審査の内容が入札に関わる仕様書とか入札の参加要件、あるいは落札基準の決定とか、そういったものを審議することになりますので、基本的には公表しないのですが、最終的に審査した結果の公表という形で答申する形になりますので、そのときには公表するような形を考えております。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第65号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第62号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第2、議案第62号 令和8年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

小島保育課長。

○保育課長（小島 清君） ただいまご上程いただきました議案第62号 令和8年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係分につきましてご説明いたします。

まず、歳出につきましてご説明いたしますので、補正予算書の30、31ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費につきましては、補正額203万9,000円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰入金でありまして、保健事業の拡充に伴い、会計年度任用職員人件費の財源として増額したいというものであります。

次の3目高齢福祉費につきましては、補正額38万5,000円の増額であります。説明欄、介護保険特別会計繰入金につきましては、介護保険給付費の制度改正に伴う介護保険システム改修を行うため、市負担分である事務費負担金として増額したいというものであります。

32、33ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費につきましては、補正額2,010万円の増額であります。説明欄、民間保育所等物価高騰対策補助金につきましては、物価高騰により民間保育所等の負担が増加していることから、その増額分が保護者の負担とならないよう、民間保育所等へ補助金を支出するために増額補正をしたいというものであります。

続きまして、歳入の所管部分につきましてご説明申し上げます。24、25ページをお開きください。19款2項14目1節地球温暖化対策基金繰入金につきましては、補正額484万3,000円の増額であります。説明欄の地球温暖化対策基金繰入金につきましては、管財課が地球温暖化対策の一環として電気自動車などの次世代自動車を購入する予定であり、その費用の一部に地球温暖化対策基金を充当するため、繰り入れるというものであります。

26、27ページをお開きください。21款4項4目雑入につきましては、補正額203万9,000円の増額

であります。説明欄1行目、後期高齢者医療広域連合委託金等につきましては、県からの助成金であり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に関し、医療専門職を任用するに当たり、増額したいというものであります。

以上で所管関係部分の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（内海まさかず君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はございますでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 33ページ、これしかないと思うのですがけれども、今回の補正は。民間保育所物価高騰対策補助金ですがけれども、この2,010万円について、その算出の根拠はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小島保育課長。

○保育課長（小島 清君） お答え申し上げます。

まず、保育園、こども園と小規模施設、それと認可外施設、その3つに分けて、まず保育園、こども園につきましては、児童1人当たり500円で人数が3万8,000人いますので1,900万円、小規模施設につきましては、4施設ありますので、1施設当たり15万円、合計で60万円、認可外施設につきましては、施設が10施設を想定しまして、1施設当たり5万円、10施設で50万円を補助したいというものであります。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは補正が通ってからの対策になると思うのですがけれども、今現在のそういった民間保育園等に対しての補助金というのは行われているのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小島保育課長。

○保育課長（小島 清君） 保育料につきましては、基本的に今、国のほうの政策で無償化されておりますが、食材料費につきましては実費負担という形になっておりますので、補助金のほうはありません。各園が実費分を保護者から徴収していく形になりますので、今回1か月当たり1人500円という形で補助をしたいというものであります。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今現在は、保護者からも実費負担ということでもらっていると。そうしますと、この補助金はいつから、6月議会で決まれば、いつから補助金として出すのか。

○委員長（内海まさかず君） 小島保育課長。

○保育課長（小島 清君） この補助金につきましては、許可されましたら、遡りまして年間分で園のほうには払いたいと思います。この補助金につきましては、国のほうの地方創生交付金の、昨年度の繰越金を使っておりまして、園のほうには事前に通知、あくまで議会を通してからということではありますけれども、そこは事前にお話ししておりまして、議案のほうが通りましたら遡って交付するということでお伝えしてあります。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） このお金の使い道というのは、確認をする事業になるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小島保育課長。

○保育課長（小島 清君） 補助金でありますので、園のほうから申請をしていただいて、決算等を出していただく形になるかと思います。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 決算を出していただくということは、その食事の提供に使ったという確認ができるということなののでしょうか、それとも別でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小島保育課長。

○保育課長（小島 清君） 保育園に関しましては、様々な補助金が出ておりますが、その補助金ごとに園のほうから実績報告を出していただいて、それで確認をしております。

○委員長（内海まさかず君） すみません。今回の補助金というものは、使い道は限られているのでしょうか。

小島保育課長。

○保育課長（小島 清君） 今回の補助金につきましては、利用目的が物価高騰対策ということで、園で使っております副食費に限定して補助をするものであります。

○委員長（内海まさかず君） 大丈夫ですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第62号（所管関係部分）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号（所管関係部分）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第3、議案第63号 令和8年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載された金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

木嶋保険年金課長。

○保険年金課長（木嶋文子君） ただいまご上程をいただきました議案第63号 令和8年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の9ページをお開きください。令和8年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ203万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,861万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、54、55ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者健診事業費、補正額203万9,000円の増額であります。説明欄、会計年度任用職員人件費につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合会からの委託である高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を今年度より市内14圏域に拡充することに伴い、事務処理の増加への対応として会計年度任用職員を任用するため、増額したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、52、53ページにお戻りください。4款1項1目1節事務費繰入金、補正額203万9,000円の増額であります。説明欄、事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰入れであり、会計年度任用職員任用のための人件費を増額したいというものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願

いいいたします。

○委員長（内海まさかず君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はございますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 55ページですけれども、保健師等の報酬を増やすということで、これは6月の補正で出てきた理由というのは。当初予算に組み込めなかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 木嶋保険年金課長。

○保険年金課長（木嶋文子君） 先ほど申し上げました圏域の拡充ということで、14圏域になるのですが、そうなりますと、どのぐらいの規模になるかというのがちょっと想定が甘かったと言わざるを得ないところでございまして、補正をさせていただいたところでございます。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 圏域、14圏域に増えた。今までは幾つで14になったのか。その圏域というのはどういう意味を持っているのか、ちょっと伺います。

○委員長（内海まさかず君） 木嶋保険年金課長。

○保険年金課長（木嶋文子君） お答えいたします。

令和4年から始まったのですが、令和4年度に2圏域、要は大平、都賀地域、令和5年度3圏域、大平地区、都賀地区、吹上地区、令和6年度4圏域で、大平、都賀、吹上、大宮、令和7年度で7圏域、大平の北と南、都賀地域、吹上、大宮地区、岩舟、栃木北、藤岡で、今年度、令和8年度14圏域で、大平地域の北と南、都賀地域、吹上地区、大宮地区、岩舟地域、栃木北地区、藤岡地域、栃木東地区、栃木西地区、皆川地区、寺尾地区、国府地区、都賀地域、西方地域ということになっております。地域とは、皆さん、今までの地区と言われているところを圏域という言葉で置き換えていると思っていただければよろしいかと思います。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） これは昨年度と比べると幾つの圏域が増えたという理解ですか。

○委員長（内海まさかず君） 木嶋保険年金課長。

○保険年金課長（木嶋文子君） 申し訳ございません。7圏域増えたと思っていただければと。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 7 圏域が14圏域に、7 圏域増えたと。それで、今回の会計年度任用職員の人件費が165万円ということになるわけですね。その7 圏域分の増加がこの金額で見合うのかをちょっと質問したいのですけれども、この保健師等報酬というのは1 人の分を想定していますか。

○委員長（内海まさかず君） 木嶋保険年金課長。

○保険年金課長（木嶋文子君） お答えいたします。

今年度予算をさせていただいているのは、8 月から来年の3 月までの8 か月分になります。7 月分は募集期間として考えております。7 圏域広がったということなのですが、もともと会計年度任用職員1 人既に雇っておりまして、追加で1 人分ということになります。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。もしかしたら止められるかもしれないのですけれども、今回33ページに、国の方針でというか、子供に非常に手厚い補助が学童保育の……

〔「民間」と呼ぶ者あり〕

○委員（針谷正夫君） 民間。結局そういった事業が出ている中で、今回若者のほうにそれだけ出ている中で、後期高齢者の事業をやりましょうという、そのセットで、その裏打ちをするみたいな形で出てきたのは、その高齢者まで幅を広げるという意味の裏打ちの意味なののでしょうか。止められれば……

○委員長（内海まさかず君） 大丈夫ですよ。

○委員（針谷正夫君） それが原因になっているか、それだけ聞きたい。違うといえればそれで結構です。

○委員長（内海まさかず君） 木嶋保険年金課長。

○保険年金課長（木嶋文子君） 大変申し訳ございませんが、違います。申し訳ありません。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

青木委員。

○委員（青木一男君） では、止められないように。先ほど令和4 年度から令和8 年度までの保健師さんの推移をお聞きしました。これは短期間ですか、令和4 年度から令和8 年度で例年度より倍、もう令和4 年度からは7 倍という状況になっているのですが、この必要性、なぜこのように急激に増えたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 木嶋保険年金課長。

○保険年金課長（木嶋文子君） お答えいたします。

栃木県の後期高齢者医療広域連合からの委託に基づきまして、この高齢者の保健事業、介護予防の一体事業を実施してまいりました。令和4 年度からの取組が開始され、いきなりではというところで徐々に地域を増やさせていただいたところでございます。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 住民の方からは、サービス手厚くなったということでよろしいのかなと思うのですが、そういった効果的な部分というのをちょっと言ってもらいたい。

○委員長（内海まさかず君） 茅原生活環境部長。

○生活環境部長（茅原節子君） お答え申し上げます。

こちらの事業を行うことによりまして、例えば糖尿病性の腎症の重症化予防などということの事業に対して細やかに、可能性のある方に、重症化するおそれのある方に細やかに訪問を行ったり、面接を行ったりということで、これによって重症化の予防等にはかなり効果はあるのかと担当としては考えております。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第63号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第4、議案第64号 令和8年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

中島高齢介護課長。

○高齢介護課長（中島佐代子君） 高齢介護課、中島でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第64号 令和8年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）

補正予算（第1号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の13ページをお開きください。令和8年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億9,115万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の68ページ、69ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の12節委託料の説明欄、介護保険システム改修事業費77万円につきましては、令和8年8月から介護保険施設などにおける居住費などの助成である特定入所者介護（予防）サービス費に係る制度の負担限度額などが改正されたことに伴い、介護保険システムの改修を行う必要が生じたため、増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、補正予算書66ページ、67ページをお開きください。4款2項4目介護保険事業費補助金の説明欄、介護保険事業費補助金につきましては、38万5,000円を増額するものであります。歳出において説明しました介護保険システム改修費の2分の1の額が国庫補助である介護報酬改定などに伴うシステム改修事業費補助金として交付が見込まれることから増額補正するものであります。

9款1項4目その他一般会計繰入金の説明欄、事務費繰入金につきましても38万5,000円を増額するものであります。介護保険システム改修費の残りの2分の1の額につきまして、一般会計からの繰入れにより増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和8年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はございますでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの説明ですと、限度額が変わるということでシステム改修をやると。詳しくその限度額の内容というのですか、それを聞きたいと思えますけれども。

○委員長（内海まさかず君） 中島高齢介護課長。

○高齢介護課長（中島佐代子君） それでは、制度内容についてご説明させていただきます。

まず、今回の制度改正につきましては、大きく2点ほど改正内容がございます。そもそも近年の食材料費や光熱水費の上昇に生じている状況を踏まえた改正となりますので、ご負担が上がるという形の内容になっております。

まず1番目に、令和8年8月から介護保険施設などのサービスの利用者の食事のご負担です。今現行ですと1日食事が1,445円のご負担を、基準費用額ということでご負担をいただいているところです。今回の制度改正で、こちらを100円引き上げということで、実際1日1,545円のご負担になるという内容になっております。

続きまして、2番目の改正ですが、利用者のうち低所得者のご利用者につきましては、食事や居住費のご負担の補助を行っていて、こちらの部分が特定入所者介護（予防）サービス費の給付費となっております。こちらのご利用の方の限度額を今回改定する内容になりますので、具体的に申し上げますと、食事が1日当たり30円から60円のご負担が引き上がるという内容と、あと併せまして居住費ということで、こちらも1日100円引き上がるというような内容になります。

以上となります。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、利用者の負担が増えるということで改正するということになりますね。これは介護保険のほうの国の改正があったということなののでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 中島高齢介護課長。

○高齢介護課長（中島佐代子君） それでは、お答え申し上げます。

こちらは国の法律の改正に基づくものになりますので、そういった内容につきましては、やはり在宅で生活している方につきましては、やはりそういったものがご負担になっておりますので、公平な、総合的に勘案して、国のほうでの制度改正という形になっております。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第64号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（内海まさかず君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時50分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午前11時05分）

◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第5、陳情第1号 医療・介護提供体制の維持に向けた意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

初めに、陳情文書表を書記に朗読させます。

安藤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（内海まさかず君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などをご自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等がございましたらご発言願います。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この意見書というか陳情については、採択すべきだというふうな立場でございます。医療機関、介護事業所を含めて、医療機関では約7割の病院が赤字で、診療所についても4割が赤字だというふうに言われております。このまま放っておきますと大変な事態になると。これはただ病院が潰れるというだけでなく、その病院が潰れたことによって住民というか市民の命が危うくなるということで、これは絶対にそういうことになってはならないと思います。現状はそうだと思うのです。人材育成についても要望しておりますけれども、看護師不足、医師も不足していますけれども、看護師不足によってベッド数を減らさなくてはならないというような状況も続いていて、それがさらに赤字を生むというような悪循環にも陥っているというふうに聞いております。そういった点では、看護師の養成、そういった医療現場の専門職を育成していくということでは言っているとおりであります。

介護についても、皆さんもうご存じのように、訪問介護事業所がかなりの数で倒産するか、その事業をやめてしまうような状況で、栃木市においてもそういう状況が生まれていて、その状況は、やっぱり根本の問題にあるのは、そういった介護職員の報酬というか給料がかなり低いと、それが根本的にもあるのですけれども、全産業平均からすると8万円も低いということで、これを改善するために診療報酬、介護報酬を大幅にアップしなければならないということで、これは本当に緊急な要請だと思いますので、今議会で栃木市議会としても改めて採択して意見書を出すべきだと。これは全国知事会でも要求していますし、市町村長の団体、また医師会とかそういったところも要求していることなのです。そういった点では、そういった皆さん、団体の要求を真摯に受け止めて、これを即採択して、意見書としてやるべきだと思います。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 私は、この陳情については、不採択の立場なのです。趣旨について、地域医療、地域介護を維持していくという趣旨については、私も大賛同をするわけですが、それを地方議会から国に意見書を出すに当たりまして、一括して診療報酬を上げるという政策提言の部分が、いささか地域の課題とその手段のところに整合性がまだ足りないという考えを私は持っておりますので、現時点では不採択という考えであります。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） せんだっての陳情者の意見陳述がありまして、そのとき現場からの声ですので、様子はよく分かりましたという所感は述べました。ただ、採択については、今後よく研究をしてということですが、ほかの自治体、この窮状については、窮状というのは悲惨な状況については、危機的状況にあるのは、白石委員からもあったように異議のないところでありまして、確かに大変な窮状にあると思います。そうした中で、ほかの自治体ではもう既に十分な対策を取っているということで反対をした議会などもあるようです。

しかしといいますか、本議会におきましては、前期のこの委員会におきましても、同趣旨、同じような趣旨の意見書に対して賛成をした経緯があります。時期と時間が、メンバーが違うということではありますが、一応そうした同じような趣旨でまた出てきたこととすれば、この窮状を訴えることは、医師会から等も出ておりますので、地方自治体としては現場の声を届けるという意味で賛成をしたいと、こんなふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） ほかに。

青木委員。

○委員（青木一男君） 今、医療・介護現場はかなり厳しい状況だというのは皆さんご存じかと思い

ます。そういった中で、先日の陳情者、意見陳述がありまして、その中でもお話ししていただきましたけれども、アンケートでは6割が赤字だということでお話があった中で、2024年と2025年の診療報酬の見直しということで、2.5%と2%ですか、両方では4.5%見直したということですが、さらにまだ経営も悪化しているという状況というのは理解している部分であります。私は、この陳情書に関しましては、既に国もこの医療現場、介護現場に対しての施策というのは、物価高騰、経営悪化に対する財政支援というのもされているわけです。2024年から。ということで、それに向けてのこの陳情書というのは、もう既に国が施策を取られている中で、またこの陳情書が出たということで、私もちょっと本当に迷いましたけれども、そういった中で、さらに国への要望、陳情ということで、私は採択というよりも趣旨採択というものをちょっと考えております。なぜかといいますと、中途半端な考え方みたいな感じになってしまうかもしれませんが、この趣旨はもう分かります。ただ、100%理解した上での採択ではなくて、趣旨採択ということを私は考えております。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 深野副委員長。

○副委員長（深野武造君） 私もこちらの陳情書の内容に関しましては、採択のほうであるのですけれども、現場の私、働いてきた中としましては、やはり資材高騰とかがかなり進んでいるというのは、コロナのときもそもそも物が入ってこない。物によっては倍以上の値段に、例えばマスクが今まで1,000円だったものが2,000円、3,000円と上がってきたときに、それを価格転嫁できないという状況がございました。

また、僕が、説明しに来ていただいた方に、中のサポート体制はどうかという質問をさせてもらったときに、当然人材が入ってこないということも十分大変なことでありますけれども、中の方をしっかりとサポートするということも大事だということで、育休を取ったりとかというようなことが、そういうサポートはしていると。そういう企業努力ということもされているのだろうと思いますけれども、やはり価格高騰に関する形での転嫁ができないという部分に関しては、やっぱりそういう減収、減益につながっているのではないかというふうに思います。そんなふうに思って、一応今のところは採択の方向で、すみません。

○委員長（内海まさかず君） 石川委員。

○委員（石川悦史君） 石川です。私は、不採択の意見なのですが、医療と介護の問題というのは、本当に医療と介護を守らなくてはいけないというところでは分かるのですけれども、そこはちょっと感情的な部分かなとは思いました。今回の陳情項目の中での2番の医療報酬と介護報酬の期中の改定というところについては、ほかの社会保障費等々の考えもあるので、少し慎重に考えなくてはいけない部分ではあるのかなというふうに感じたところです。

あと、アンケートのところですが、アンケートを、すみません、今確認させていただきますけれども、県内の1,248の医療機関を対象として実施したアンケートですけれども、回答総数が43件と

いうことで、実際3.4%の回答率です。その回答率というのは、ちょっと少し意見の偏りがあるのかなというふうに感じました。というところで、今回の陳情に対しては不採択の意見です。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 先ほど青木委員から趣旨採択ということがあったのですけれども、この趣旨採択についてちょっと事務局のほうから説明をしていただけますでしょうか。

安藤書記。

○主査（安藤雅人君） ご説明いたします。

先ほど青木委員のほうから趣旨採択を求める意見書が出されましたが、その趣旨といたしましては、陳情の内容はおおむね理解できるが、採択するまでには至らないというような趣旨でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○主査（安藤雅人君） ということであります。しかしながら、本陳情は意見書の提出を求めるということが大きな趣旨になっておりますので、あくまでも意見書の提出について最終的にお考えいただき、ご判断いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員、そういう形でよろしく願いいたします。

ほかにご意見はございませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 皆様のご意見をもっと聞いていきたいと思うのですが、私はこの陳情を考えるに当たって、陳情者が求めている報酬改定がよいのか、もしくはこれは全国市長会決議、もしくは全国知事会が話している報酬改定ではなくて、財政支援を国に求めるのか。何を求めるのかは、私は大きい論点だと思っておりますので、皆様のご意見は聞きたいと思っております。

ちなみに私は、医療報酬改定、介護報酬改定を仮に望んだ場合、それが実施された場合、患者負担が増える、そして保険料の支払う担い手である私たち、市民、県民、国民の負担も増えるという点もございますので、私はその負担をできるだけ抑えるべきであると思いますから、医療報酬改定、介護報酬改定ではなくて、そこには線を引いて国に財政支援を求めるというスタンスが私はいいのではないかと考えております。この点について皆様のご意見をお聞きしたいと思っております。

○委員長（内海まさかず君） そうですね。我々民生の所管は、医療、介護、福祉で、この手の陳情、請願というものは頻繁に上がってまいりますので、ここの部分は詰めていったほうがいいのかというふうに思います。詳しくない方もいらっしゃると思いますので、分からないところは、これは何というものを聞いていただければと思いますし、ある程度こういう方向ではないとかというものををお持ちの方がいらっしゃいましたら、ご発言いただければと思います。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この陳情の内容、小平委員が言うのは2番目ですよね。2番目について、これでいいのかということですが、この内容を見ても、診療報酬は2年に一遍の改定なのです。介護報酬については3年に一遍の改定ということで、今年度はそれを期中、改定時期ではないのだけれども、上げたのですよね。それをなぜ上げたかという、物価上昇とか人件費の上昇、これに診療報酬、介護報酬が追いついていけない。そういう状況にあって、今回も期中の改定を求めているということで、何ら問題ないのではないかなと思うのです。ただ、その負担が増えるとかについては、それは別の問題で、それは国会でもやるべきだと思いますし、負担を求めずに、今の医療機関の現状、介護事業所の現状を何とかしないといけないということも含めて、物価上昇が今ひどい状況だから、それによって求めているわけでしょう、ここは。それに見合っていないということで、それは別に矛盾している要求ではないというふうに思います。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 私どもの常任委員会で意見陳述をしたときに、私はその減収、減益の減収の要因についてお聞きいたしました。陳情者は、こう答えました。医療控えがあると。受診控えがあると。その理由の一つに、患者の所得の低さということをおっしゃられました。ここで整合性が問われるのが、診療報酬を上げることで患者負担がさらに増えるから、現状でご説明いただいた診療控えというものがさらに強まるのではないかと、私はそう思いました。その受診控え、これは医療全体の中で課題となっている点の一つであると思います。その中でご説明があったからこそ、これは言及せずにはいられないわけですが、一つの要因として収入の低さ、十分な資力がないというところが受診控えになっているというご説明がありました。これが全てではないと思いますけれども、あのご説明がありましたので、言及せざるを得ないというところです。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 市民負担というか、患者負担というか、それが増えるという問題と、この医療機関の経営なり人材不足という点では別問題ですよ。これは国の考え方もあるだろうし、市民の負担を増やすという方向ではなくて、いろいろな補助金を出すとか、そう言っているわけですから。そういったところに行かないような方策を取るというのが政府の責任ですよ。そういった点では別問題、心情と負担との問題は別問題だと思うのです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 白石委員のご説明ですと、市民負担を増やさないということであれば、報酬を上げるというわけではなくて、助成金、補助金という形で……

〔「そんなこと言ってないよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（小平啓佑君） 今のご説明ですと、報酬を上げない形で支援を求めるということだと……

〔「両方必要だ」と呼ぶ者あり〕

○委員（小平啓佑君） 両方必要ということですか。ちょっともう一回説明をお願いします。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 診療報酬、これは公定価格ですから、これは国によって決まってしまうわけです。それを今病院の状況、介護事業所の状況は厳しいと。そういうのが医療機関なり介護事業所からの、実際の現場からの声でしょう。それはやらなくてはならないと。だから、それは診療報酬、介護報酬の引上げも、見直しも必要だと思います。さらに、ここで言っているのは、財政的な支援も求めているということで、2通りの要求です。全然理にかなっていると思いますけれども。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますか。

石川委員。

○委員（石川悦史君） ありがとうございます。私も陳情項目の中で、1番と3番と4番というのは理解できる部分なのですが、2番の診療報酬の部分については、ちょっと慎重な部分がありまして、人材の支援の強化と修学支援の拡充というところは、本当に必要な部分ではないかなというふうに思っております。1番の財政支援に関しては、知事会でしたっけ、での提出があったので、賛同できる部分はあるのですけれどもというところで、この陳情項目を全てにおいて陳情なくではいけないのかというところはどうかのでしょうか。すみません、ちょっとまとまらず。

○委員長（内海まさかず君） 議会として上げるのだから。ちょっと待ってくださいね。先に言っておきたい。

ちょっと暫時休憩します。

（午前11時34分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午前11時51分）

○委員長（内海まさかず君） お諮りいたします。本陳情について採決をいたします。

本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（内海まさかず君） 起立多数であります。

したがいまして、陳情第1号は採択すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上で当委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして民生常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前 11 時 54 分)